

坂東市

地域福祉計画（第4次）

・自殺対策推進計画（第2次）

〔 成年後見制度利用促進計画
再犯防止推進計画 〕

《 令和7年度～令和11年度 》

概要版



令和7年3月

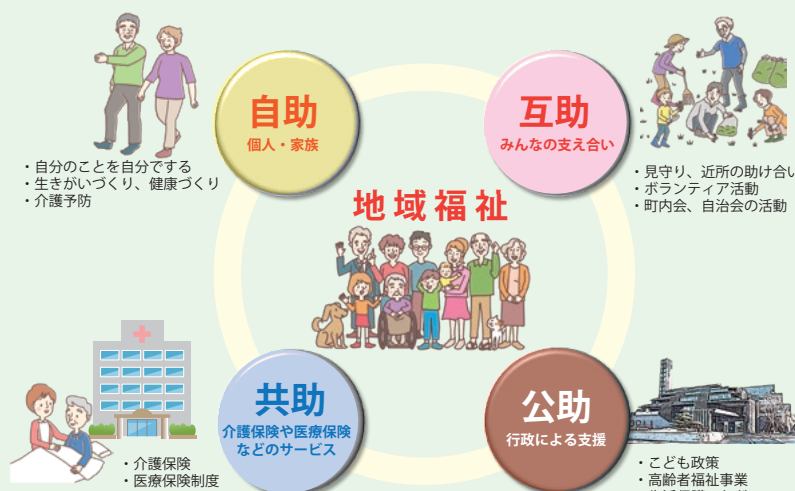
地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく、生き生きと暮らせる社会を実現していくことです。そのためには、制度的な福祉サービスの提供だけでなく、地域住民の理解や支援の広がりが必要となります。地域福祉を推進するためには、地域住民をはじめ、団体、事業者、行政など、地域に関わりのある主体が、地域で起こり得る様々な問題について、協力し合いながら解決に取り組むことが重要です。

自助・互助・共助・公助の考え

個人が抱える様々な地域生活課題に対して、「自助」、「互助・共助」、「公助」の連携により解決していくことが重要です。

一人ひとりの努力(自助)、地域住民同士やボランティア、社会福祉法人などの支え合い(互助・共助)、行政による支援(公助)の、それぞれの強みを生かしながら、互いに協力・連携し、重層的に支え合っていくことで、誰もが安心して暮らせる地域の実現を目指していきます。



地域福祉が目指す地域共生社会について

近年の地域福祉では、「地域共生社会」の考え方が重要となっています。

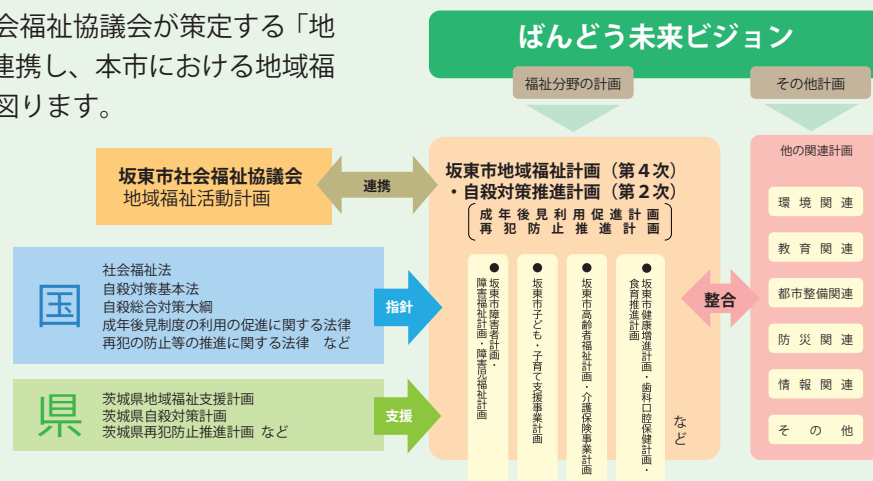
「地域共生社会」とは、若い人も高齢の人も障がいのある人も、同じ地域で暮らす一人ひとりが、「担い手」、「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支え合い、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉団体、行政や地域資源が世代や分野を超えてつながりあい、市民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会です。

他の人々が抱える生活上の課題を解決できる地域をつくることは、自分にとって暮らしやすい地域をつくることでもあります。地域づくりの取組は、地域における住民相互の楽しみや生きがいを見出す機会を提供し、つながりの再構築にも結び付き、生活に困難を抱える方への支援の土台ともなります。保健・福祉などの関係者も分野を超えて参画することで、人々の多様なニーズに応えると同時に、地域の活性化を実現できる可能性があります。



資料：厚生労働省ホームページ

本計画は、本市の最上位計画である「ばんどう未来ビジョン」の下部計画であるとともに、福祉分野においては、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとした、高齢者や障がい者、子ども・子育て支援などを対象とした個別の福祉計画と整合を図りながら、共通して取り組むべき事項等を記載する福祉の最上位計画です。また、法律や大綱などを通じた国からの指針と、茨城県が策定している各計画からの支援を受けるとともに、坂東市社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」と連携し、本市における地域福祉の効果的な推進を図ります。



本計画は、社会福祉法第 107 条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置付けられ、高齢者や障がい者、子どもや子育て家庭などに対する福祉の個別計画を横断的につなぐ、福祉分野の上位計画となる計画です。

「自殺対策推進計画」は、「自殺対策基本法」第 13 条第 2 項に定める「市町村自殺対策計画」として「自殺総合対策大綱」の方針を踏まえて策定するものであり、本市における自殺対策関連施策の具体的な展開を示すものです。

また、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第 14 条の規定に基づき策定する「成年後見制度利用促進計画」及び「再犯の防止等の推進に関する法律」第 8 条第 1 項の規定に基づき策定する「再犯防止推進計画」を包含する計画として策定します。

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

ただし、計画期間中においても、社会情勢や地域福祉に関係する法律、本市の上位計画や関連する福祉の個別計画等に变化があった場合には、必要に応じ見直しを行います。

	令和 2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
総合計画	ばんどう未来ビジョン (平成 27 年度～令和 19 年度)									
地域福祉計画	坂東市地域福祉計画（第3次） ・自殺対策推進計画 （令和2年度～令和6年度）					坂東市地域福祉計画（第4次） ・自殺対策推進計画（第2次） （以下の計画を地域福祉計画と一体的に策定） 成年後見制度利用促進計画 再犯防止推進計画				
自殺対策推進計画										
成年後見制度 利用促進計画										
再犯防止推進計画										

基本理念

本計画は、様々な地域の課題へ対応するため、地域住民や地域活動団体、関係機関、行政等が「協働」でつくる、福祉のまちづくりを進めていくための計画です。市民や地域活動団体・関係機関が主体的に地域福祉活動を行える社会を実現し、市民の誰もが住み慣れた地域で、支え合い・助け合いながら、いつまでも安心して自立した生活を送り続けられることを目指しています。

本市の最上位計画である「ばんどう未来ビジョン」の目標「みんなでつくる やすらぎと生きがい 賑わいのある都市(まち) 坂東」の実現に向け、第3次計画に引き続き、基本理念を次のように定めます。



みんなで創ろう 安心して心豊かに暮らせるまち

基本目標

一人ひとりの市民と地域、行政がそれぞれの役割を果たしながら、基本理念に掲げる「安心して心豊かに暮らせるまち」を創るために、4つの「基本目標」を設定しました。

基本目標1 安心で快適に暮らせる地域づくり

人生100年時代という言葉が語られ、元気で社会参加に励む高齢者が増える一方で、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦だけで暮らす人たちも年々増加しています。

そうした状況を踏まえ、基本目標1では、近所付き合いや地域のつながりを密にし、声かけや見守りがさりげなく行われたり、楽しく集える場を充実させたりすることで、時に家にこもったり、地域で孤立しがちな高齢者などが、健康で安心して暮らすことができる地域づくりを推進します。

■ 取組の柱 ■

- (1) 地域の高齢者への支援
- (2) 気軽に集え、笑顔になれる居場所づくり
- (3) 地域における健康づくり



基本目標2 やさしさにあふれ、共に生きる地域づくり

地域では、子どもから青年、成人、高齢者、障がいのある人・ない人、子育て中の人など、様々な人が暮らしています。そうした人たちが支援の「支え手」、「受け手」という関係を超えて主体的に参画して、共に地域を作っていく「地域共生社会」を実現させることが、いま求められています。

基本目標2では、市民がお互いを尊重しつつ、共に支え合いながら生きていくことのできる地域づくりを推進します。

■ 取組の柱 ■

- (1) 権利侵害・虐待の防止
- (2) 成年後見制度利用促進(成年後見制度利用促進計画)
- (3) 気軽に相談できる体制づくり
- (4) 地域での生きがいづくり

基本目標3 子どもの夢と笑顔を育む地域づくり

少子化が進む我が国、また本市において、子どもは家族にとっての宝であるとともに、社会にとってその未来を託す希望でもあります。女性の更なる社会参加や社会での活躍が期待され、働きながら子どもを育てる母親も増えているなか、子育て家庭を支援し、地域全体で子どもの健やかな育ちを支援することが、地域社会においても重要となっています。

基本目標3では、本市の乳幼児から青少年まで、全ての子どもの健やかな育ちを願い、地域が一体となって子どもとその家庭を支える地域づくりを推進します。

■ 取組の柱 ■

- (1) 子育て家庭への応援
- (2) みんなの食育の推進
- (3) 青少年の地域参加の促進

基本目標4 一人ひとりが大切にされ、ふれあいに満ちた地域づくり

災害が多発し、その被害の規模も拡大傾向にある現在、行政の力だけで市民の生命や財産を守ることが困難となっており、地域の絆・つながりを基盤とする助け合いの仕組みが必要不可欠となっています。

基本目標4では、地域に暮らす人と人のつながりのみならず、異なる世代間での交流、行政区や社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの組織・団体の連携を強化し、犯罪や災害から市民の暮らしを守る地域づくりを推進します。

■ 取組の柱 ■

- (1) 支え合い・助け合いによる困りごとの解決
- (2) 世代間の交流が生まれるネットワークづくり
- (3) 地域の安心・安全体制の充実
- (4) 再犯防止のまちづくり(再犯防止推進計画)
- (5) みんながルールやマナーを守る環境づくり

基本理念

自殺対策基本法は、自殺対策について、「自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取組として実施されなければならない。」としています。また、自殺総合対策大綱は、「自殺は、その多くが追い込まれた末の死である」との認識の下で、自殺対策の本質が生きていることの支援にあることを改めて確認し、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことを基本理念としています。

これらを受け、本市では、本自殺対策推進計画の基本理念を以下のとおりとします。

誰も自殺に追い込まれることのない 坂東市の実現

計画の体系

本市の自殺対策は、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、全ての市町村が共通して取り組むべきとされている6つの「基本施策」と、本市における自殺の現状を踏まえてまとめた4つの「重点施策」で構成されています。

基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない 坂東市の実現

基本方針

- (1) 生きることの包括的な支援として推進する
- (2) 関連施策との有機的な連携を強化して総合的に取り組む
- (3) 対応の段階に応じてレベルごとの対策を効果的に連動させる
- (4) 実践と啓発を両輪として推進する
- (5) 関係者の役割を明確化し、連携・協働して取組を推進する
- (6) 自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する

生きる支援施策

II 重点施策

- 勤務・経営への対策
- 高齢者への対策
- 生活困窮者への対策
- 無職者・失業者への対策

地域における
ネットワークの強化

自殺対策を支える人材の育成

住民への啓発と周知

自殺未遂者等への支援の充実

自死遺族等への支援の充実

児童生徒のSOSの
出し方に関する教育

I 基本施策



基本施策 1 地域におけるネットワークの強化

誰も自殺に追い込まれることのない坂東市を実現するためには、問題を抱えた人の状態が深刻化する前にそうした人を早期に発見したり、複合的な問題にも対応できたりすることなどが必要ですが、それには、行政だけでなく、関係団体・民間団体・企業・地域・市民一人ひとりなどが自殺対策の考え方を共有し、それぞれが果たすべき役割を明確にした上で、自殺対策が推進されることが重要です。

そのため、自殺対策に関わる関係者、組織・団体、地域の各種相談窓口や支援機関等の連携・協働が促進され、包括的な自殺対策が推進されるよう、地域におけるネットワークの強化を推進します。

基本施策 2 自殺対策を支える人材の育成

様々な分野で、生きることを包括的に支援している人を、自殺対策に係る人材として確保、養成することが重要となっています。また、自殺や自殺に関連した事象について正しい知識を普及したり、自殺の危険を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家や専門機関につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の役割を担う人の養成が求められています。

そのため、自殺対策に直接関わる人材の養成や資質の向上のみならず、自殺のサインについての気づく力を備えた市民を養成するための研修等を実施し、地域のネットワークの担い手・支え手となる人材を増やしていきます。

基本施策 3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、実際には誰にでも起こり得るにも関わらず、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があります。また、自殺や自殺対策に関わる言葉や事業などについての認知度も低く、アンケート調査では、毎年9月10日から16日までの「自殺予防週間」や毎年3月の「自殺対策強化月間」を知らない人は6割から7割に上っています。

自殺を自分から遠いものであるとせず、危機に陥った場合に誰かに援助を求めることは当たり前の態度であるということが本市全体の共通認識となるよう、市民への自殺に関する正しい情報提供を進め、啓発と周知に努めます。

基本施策 4 自殺未遂者等への支援の充実

「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに、自殺に追い込まれるリスクが高まります。そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組と、「生きることの促進要因」を増やす取組の双方向からのアプローチが重要となります。

本市の自殺の原因・動機として最も多い「健康問題」や、次いで多い「経済・生活問題」、「勤務問題」は、「地域自殺実態プロファイル」でも本市の自殺の特徴として、背後にある危機経路のなかに示されています。また、アンケートでは、現在ある悩みとして「病気などの健康の問題」が最も多くなっています。

生活に経済的な困難を抱える人や、健康に不安を覚える人、子育てに悩みを感じる人など、様々な課題を抱えた人の生きることへの保護要因と阻害要因のバランスが、保護要因側へと傾くよう、幅広い取組を推進していきます。

基本施策5 自死遺族等への支援の充実

自死遺族は、大切な人を突然失ったことに対する深い悲しみと、周囲の誤った偏見等による苦しみを抱え、相談に至らないことや地域から孤立する可能性があります。遺された親族や周囲の人の苦しみや不安を軽減する取組を、関係機関とともに継続していく必要があります。

基本施策6 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

学校において児童生徒が命の大切さを実感する教育とともに、様々な困難・ストレスへの対処方法を身に付けるための教育（SOSの出し方教育）や心の健康の保持に係る教育を受けることは、社会に出たときに直面する可能性のある困難やストレスに上手に対処できるようになるために大切なことです。

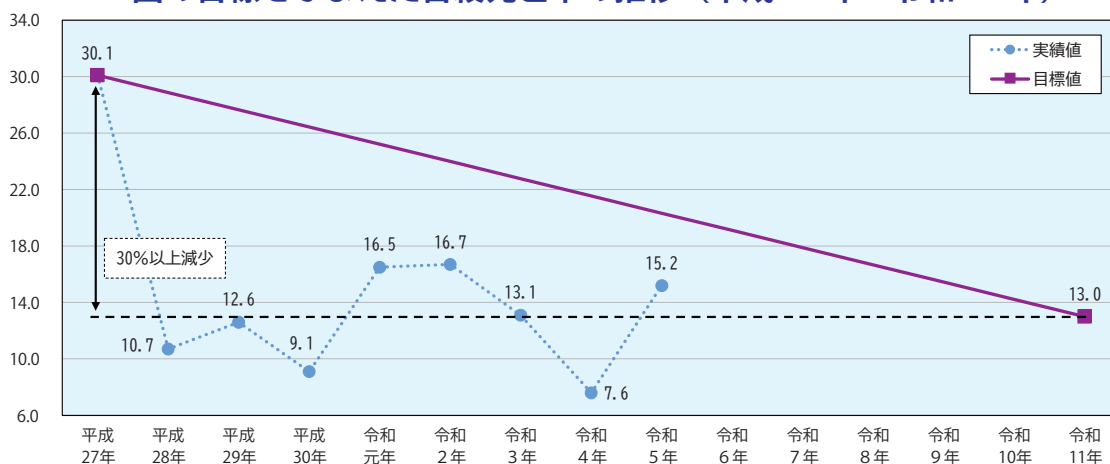
児童生徒が「かけがえのない個人」として、自己肯定感を高め、共に尊重しあいながら生きていくことについて考え、困難・ストレスに直面した際に、信頼できる大人（親・教職員・地域の相談窓口等）に助けの声をあげられるよう教育するとともに、心の教室相談員が十分活用されるよう、周知活動を推進します。

数値目標

本市では、前計画において令和6年までの目標を自殺死亡率13.0（7人以下）と設定しました。しかし、令和元年および令和2年の自殺死亡率は16.0台を推移しました。自殺者数0（ゼロ）を目指すことは当然ですが、前計画の目標達成に至らない状況にあることや国の目標設定値をふまえ、本市の目標については引き続き「令和11年までに13.0（7人）以下」を目指します。

本市の数値目標	令和5年 (現状値)	令和11年 (目標値)
自殺死亡率	15.2	13.0以下

国の目標をふまえた自殺死亡率の推移（平成27年～令和11年）



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」（実績）

坂東市地域福祉計画（第4次）・自殺対策推進計画（第2次）

〔 再 犯 防 止 推 進 計 画 〕
〔 成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 計 画 〕

令和7年度～令和11年度

《概要版》

発行年月：令和7年3月
発 行：坂東市
編 集：保健福祉部 社会福祉課

住 所：〒306-0692
茨城県坂東市岩井4365番地
TEL：（代表）0297-35-2121・0280-88-0111
HP：https://www.city.bando.lg.jp